

講習会を受講できる条件

No.	資格名称	新規講習会を受講できる条件
1	工事管理者	①大学・高専の課程を修了し、土木、建築、機械工事の3年以上の実務経歴を有する技術者 ②土木、建築、機械工事の5年以上の実務経歴を有する技術者 上記①②の技術者で、うち営業線近接工事1年以上の実務経験を有する者 ただし、1・2級土木施工管理技士、1・2級建築士、1・2級建築施工管理技士又は1・2級管工事施工管理技士の資格を有する者は、上記①②の実務経歴を1年短縮することができる。
2	軌道工事管理者	工事管理者の①②に該当し、うちJR在来線の軌道工事3年以上の実務経験を有する者 ただし、1・2級土木施工管理技士、1・2級建築士、1・2級建築施工管理技士又は1・2級管工事施工管理技士の資格を有する者は、工事管理者の②の実務経歴を1年短縮することができる。
3	軌道作業責任者	JR在来線の軌道工事3年以上の実務経験を有する者
4	特殊運転者(MC)	普通自動車運転免許証を有する者・ 特殊運転者(MC)の指定を受けていた者
5	特殊運転者(軌陸)	1年以上のJR在来線の営業線近接工事の実務経験、及び普通自動車運転免許証を有する者 ※軌陸三転ダンプを運転する場合は、中型自動車運転免許証が必要
6	重機械運転者	工事中重機械に関する運転免許証等を有する者 (ショベル系掘削機、トラクター及びドーザー類、積込機械、運搬機械、クレーン類、締固め機械、基礎工事中用機械等)
7	列車見張員	営業線及びこれに近接した工事又は保守作業に6ヶ月以上従事した実務経験を有し、心身ともに健全な者
8	列車見張員(限定)	心身ともに健全な者
9	列車見張員(限定)新規 1日コース	営業線及びこれに近接した工事又は保守作業に6ヶ月以上従事した実務経験を有し、心身ともに健全な者は、講習会の標準指導日数を1.0日とすることができる。
10	線路閉鎖工事監督者	JR四国の関係子会社社員対象 別途
11	保守用車工事監督者	JR四国の関係子会社社員対象 別途

1 継続講習会は、各資格の保有者

2 列車見張員等及び列車見張員(限定)等資格の保有者は、1年毎に更新講習を受講しない場合は資格が失効します

3 列車見張員等、列車見張員(限定)等、線路閉鎖工事監督者及び保守用車工事監督者の年齢制限が、無くなりました。

4 線路閉鎖工事監督者、保守用車工事監督者および列車見張員(限定)の各資格について、満65歳以上の資格保有者に課していた毎年の運転適性検査が不要になりました。

5 軌道工事管理者、(新規)の場合は、同時期に開催する工事管理者(継続)又は(新規)を合わせて申し込んでください。ただし、工事管理者(新規)又は(継続)講習受講後1年未満(前年同月を含まない)の場合は、工事管理者の受講が免除されます。

6 軌道工事管理者、工事管理者及び軌道作業責任者が、満65歳を超えて列車見張員等(限定)として従事する場合の列車見張員等(限定)の資格申請が不要になりました。

7 特殊運転者(軌陸)講習は、特殊運転者(MC)継続講習と合同開催します。特殊運転者(軌陸)新規講習を受講する際に運転適性検査に合格していない場合、別途『運転適性検査 クレペリン・識別』の受検をしてください。(追記)

8 特殊運転者(MC)継続講習又は特殊運転者(軌陸)継続講習を受講する際に運転適性検査に合格していない場合、別途『運転適性検査 クレペリン』の受検をしてください。(追記)